

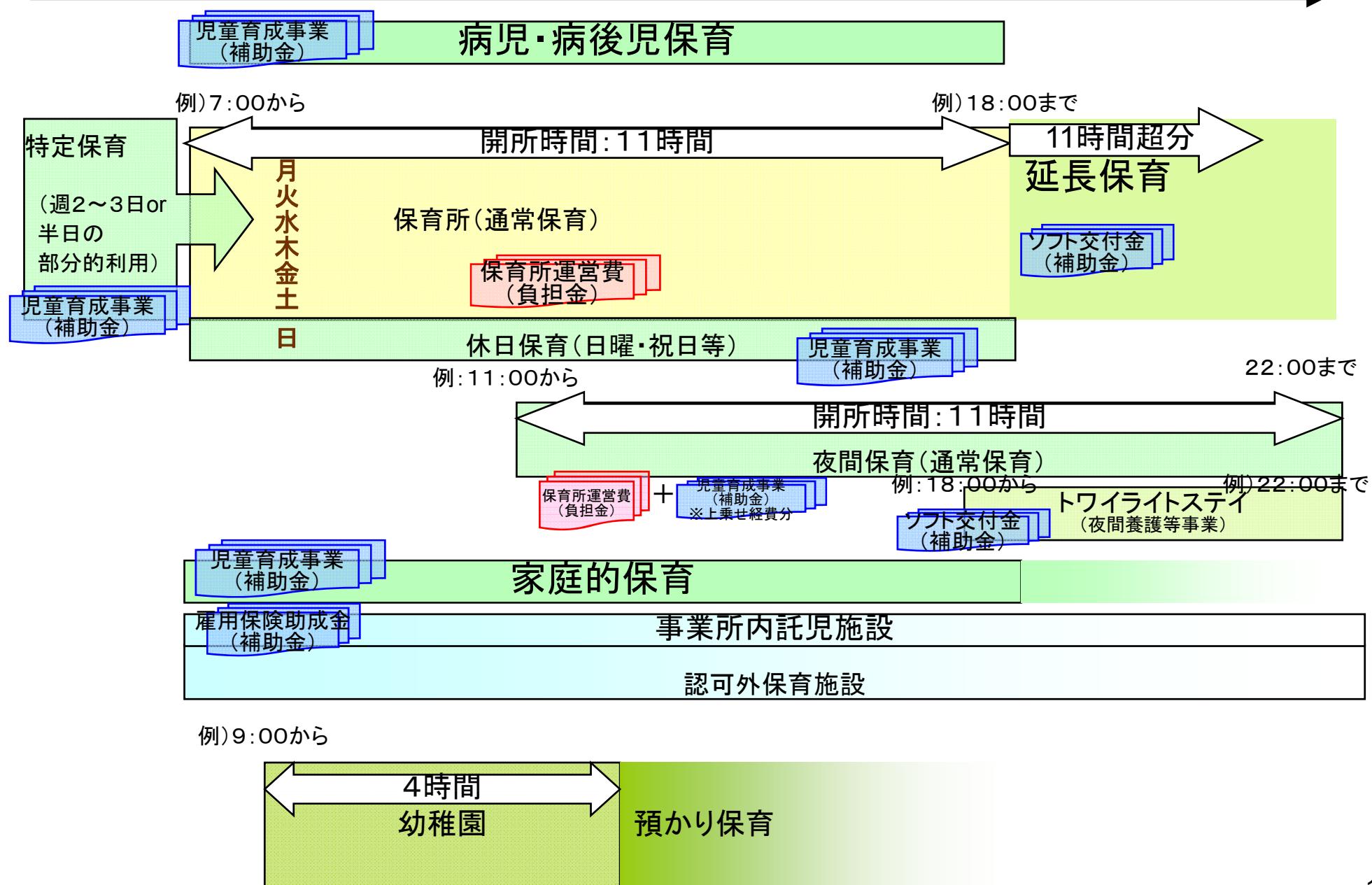
第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	資料1-2
平成21年9月11日	

多様な保育関連給付メニュー について(参考資料)

保育サービスの全体像

時間軸:(早朝)

(深夜)



多様な保育の取組の現状

《事 業 名》	《事 業 内 容》	《実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,925箇所 利用児童数:204万人 (平成21年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	927箇所 (平成20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	77か所 (平成20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の0.34% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	1,057か所 (H20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.6% ◆ 1市区町村当たり0.58か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	1,164箇所 (H20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童1,753人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.64か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:130人 利用児童数:491人 (H20年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.07人

注:市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」)。

保育所(認可保育所)

(1) 概要

① サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

② 実施状況

- ・実施箇所数:22,925箇所(H21.4現在)
- ・利用児童数:約204万人(H21.4現在)

(2) サービス提供・給付責任

- 市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。
(※ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)
- 入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

② 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(※「安心こども基金」)

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益社団法人・
公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人(※株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》 定員90名の保育所を整備する場合の例 1施設当たり8000万円(事業費ベース1億6000万円)

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当(交付要綱の規定に基づく嵩上げ 国2/3相当、市町村1/12相当、設置者1/4相当)
(※公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

(4) 事業開始規制等

- ① 市町村が実施する場合
 - …都道府県知事に対する届出
- ② 民間主体が実施する場合(※主体制限はなし)
 - …都道府県知事の認可

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

- ・市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
- ・具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。

② サービス利用の流れ

- ・保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。
(市町村と保育所の間は委託関係)

③ 利用料

各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人

② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

《0・1歳児》 乳児室(1.65m²以上/人)・ほふく室(3.3m²以上/人)・医務室・調理室・便所

《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98m²以上/人)・屋外遊戯場(3.3m²以上/人)・調理室・便所

③ その他

- ・「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。
- ・保育所版の第三者評価基準を作成

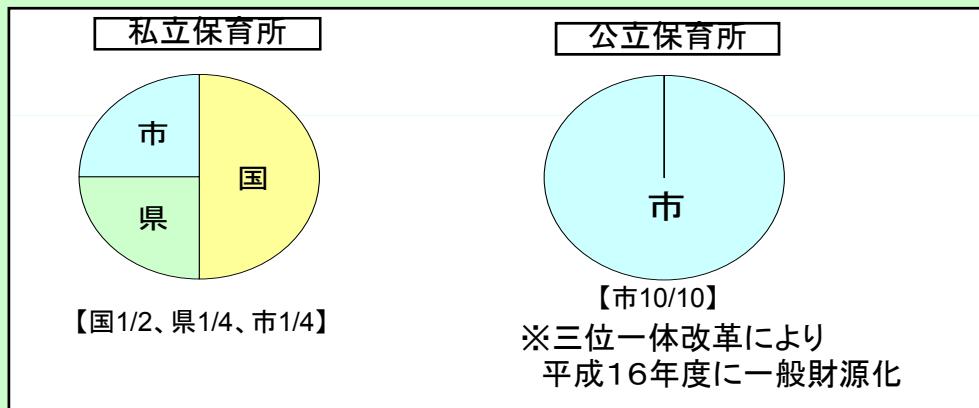
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。
(※利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

② 費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



③ 費用額

費用額(全体): 約1兆8200億円

公費負担総額: 約1兆400億円 (H21予算ベース(公立分は推計による)) ※残余(7800億円)は利用者負担

(8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

② 実施状況

・実施箇所数:15,076箇所(民間分:H19年度交付決定ベース、公立分:厚生労働省保育課調べ)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断／②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

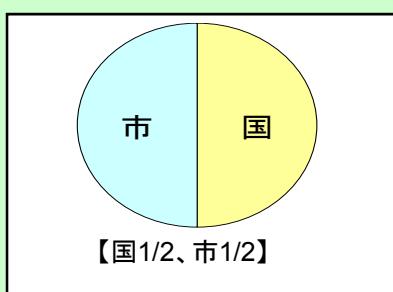
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額：次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21年度予算ベース))の内数

休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育：日曜・祝日等の保育を行う事業（※年間を通じて開所する保育所が実施）
夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業（※開所時間は概ね11時間）

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育：927箇所、 夜間保育：77箇所（H20年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（保育所）及び市町村の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

（※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。）

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断／②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

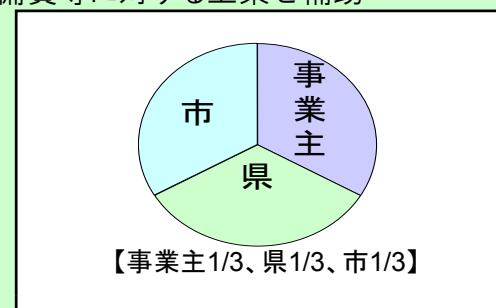
《国庫補助単価》

休日保育:【認可保育所】117.6～318.9万円、【認可保育所以外】63～220.5万円 (利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育:【認可保育所】246万円、【認可保育所以外】150万円

(注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))



② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)} 休日保育:約40.1億円／夜間保育:約3億4千万円(H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約20.1億円／夜間保育:約3億4千万円(H21年度予算ベース)※休日保育の残余は利用者負担